

新規就農スタートアップ 支援事業のご案内

福岡市では、新規就農者の初期投資の負担軽減を図るため、
農業用の機械取得及び施設整備に係る費用の一部を補助します。

●内容

(令和8年8月18日現在)

	補助率	補助額の上限
農業用機械	補助対象経費(税抜)の10万円を 超える額の $1/2$	50万円 ※農業経営の主たる農地が指 定地域である場合は75万円
農業用施設	※農業経営の主たる農地が指定地域である 場合は $3/5$	100万円

※指定地域（勝馬・志賀島・内野・曲渕・脇山・能古・今津・北崎の8校区）

(例) 機械：(税抜 110 万円 - 10 万円) $\times 1/2$ = 補助金額 50 万円

機械・施設各 1 回ずつ申請可能（例：R8 年度に機械、R9 年度に施設を申請など）

●対象者

新規就農して5年以内または今年度中に就農予定の者で、次の要件をすべて満たす者

- ・農地の利用権等を取得済または取得手続き中であること
 - ・農業の経営面積の合計が一定面積以上の者（上記指定地域においては面積要件なし）
 - ・市税滞納者または暴力団関係者でないこと
- ※交付を受けた年度中に就農が確認されない場合、または交付年度末から2年以内に離農
された場合は、補助金を返還していただきます。

●対象事業

福岡市内の市街化調整区域または市街化区域内の「生産緑地」の農地で利用する
農業用の機械及び施設整備で次の要件をすべて満たすもの

【対象の要件】

- ・他の補助事業の対象とならないものであること（経営発展支援事業、経営継承・発展支援事業など）
- ・当該年度内（R9年3月末日まで）に完了する事業であること
- ・農業経営以外への汎用性が高いもの（軽トラック、パソコン等）ではないこと
- ・機械の買替え・ハウスの建替えの場合は、現に所有する機械・施設が耐用年数を過ぎていること
- ・中古機械又は施設を導入する場合は、今後3年以上使用可能なものであること

【必要書類】

導入計画書・審査基準表・導入予定の農業施設・機械の見積書（1社以上）

●導入計画提出期限

9月15日までに、必要書類を下記までご提出ください。

☆審査基準表に基づくポイントの合計点を算出し、予算の範囲内で、合計点の高い順から採択者を
決定します。採択後、補助金の申請手続きをご案内します。

☆事業採択は補助金の交付を確約するものではありません。また、採択後の補助金額の増額変更は認め
られませんのでご注意ください。（採択後、事業費が下がる場合は、補助金額を再計算いたします。）

【詳細は下記にお問い合わせください】

福岡市農林水産局農業政策課(担い手育成係)

電話：092-711-4852

メール：n-seisaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

